

京都市告示第 85 号

生活保護法第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 25 年 4 月 11 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
奥田 智也	あおい鍼灸・整骨院	左京区下鴨東本町 8	平成 25 年 2 月 21 日
来住 貴則	本町 2 1 接骨院	東山区本町 2 1 丁目 4 6 2 - 1 7	平成 25 年 3 月 1 日
行木 靖浩	さくら鍼灸治療院	右京区西京極芝ノ下町 1 7 - 1 2 F	平成 25 年 3 月 6 日
林 宏和	久我の杜平川接骨院	伏見区久我森の宮町 1 4 - 1 2 プレジオ伏見久我 1 F	平成 25 年 3 月 8 日
畠田 修二	訪問マッサージいき いき治療院	伏見区桃山紅雪町 1 4 2 - 2 0 3	平成 25 年 4 月 1 日

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）